

カスミサンショウウオ保護推進指針

1 保護の目標

本種は、両生類有尾目サンショウウオ科の日本固有種である。全長は 80 ～ 100mm 程度、背面は暗褐色から黄土色をしており、尾の上と下縁に黄色い線がある。里山的環境に生息し、湧水部の小さな水路や水たまりなど止水域で繁殖する。岐阜県以西の本州、四国、九州の広範囲に分布する。本県でもかつては、広い範囲で分布していたと考えられるが、生息地や繁殖地が激減し、わずかな地域に分布しているのみである。希少になった要因は、分布域と人間の生活領域とが重なることから、宅地造成や雑木林の伐採、水田の荒廃などのため、生息地、繁殖地が消滅したことによる。かつての大量の農薬散布も要因の一つと考えられる。

このようなことから、本種の生息状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、主要な生息地において、生息環境の保全等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、本種の分布、主要な繁殖地における産卵状況、幼生の発生状況及び成体の個体数の増減等の生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他府県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本県における、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生息地における生息環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、繁殖の行われる水環境と変態後の生息域である繁殖地周辺の植生等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生息・繁殖環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

また、本種の生息が明らかな地域及びその周辺地域においては、土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な水量・水質などの環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び県民等に対し、本種の生息状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配

慮と協力を幅広く働きかける。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・愛がん目的の捕獲も憂慮されることから、必要に応じて、具体的な生息地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の生息地、繁殖地は激減し、それに伴い個体数も減少している状況にあるため、主要な生息地においては、希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視を行う等、捕獲防止のための対策を講ずる。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生息地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡視しその捕獲等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。

さらに、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の調査・情報収集に努め、本種の生息地及びその周辺地域における土地利用や事業活動での配慮への活用を図る。